

# 日置市データ共通基盤情報整備業務

## 仕様書

日置市総務企画部企画課

令和7年7月

## 第1章 総 則

### (要旨)

第1条 本仕様書は、日置市（以下「発注者」という。）が実施する「データ共通基盤情報整備業務（以下「本業務」という。）」に関し、受託者が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本業務は、デジタル技術の急速な進展により、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する住民ニーズが多様化していることに対して、本市が共有している各種地図情報を一元管理できる公開型GISを構築し、市民等が必要な時にインターネット上で閲覧・確認できる環境を整備することに合わせて、最新の空中写真撮影を実施し、その写真地図を地理空間情報データとして整備するとともに、公開型GISに連携する形で、災害発生時等に市民が必要な防災情報を迅速に提供できる災害情報共有システムを構築し、行政サービスの向上・高度化、及び職員の業務負荷軽減・効率化を図ることを目的とする。

### (準拠法令・規程等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか下記の法令及び規則等に準拠して本業務を実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号、最終改正：令和4年法律第68号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年政令法律第322号、最終改正：令和元年政令第18号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号、最終改正：令和2年国土交通省令第98号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (5) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）
- (6) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (7) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (8) 国土交通省国土地理院「測量成果電子納品要領」
- (9) 国土交通省国土地理院「地理空間データ製品仕様書作成マニュアル」
- (10) 国土交通省国土地理院「地理情報標準」
- (11) 日置市公共測量作業規程（公共測量作業規程の準則を準用）
- (12) 国土交通省公共測量作業規程解説と運用
- (13) 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014」

- (14) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (15) 日置市個人情報保護施行条例（令和5年日置市条例第1号）
- (16) 日置市会計規則及び諸規則
- (17) その他関係法令、規則、通達、通知等

（提出書類）

第4条 受託者は、契約締結後、速やかに発注者と協議を行い、各工程についての実施計画を立案するとともに、下記の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者及び照査技術者届
- (5) 資格証明書
- (6) その他発注者が指示する書類

（業務実施体制）

第5条 受託者は、本業務の実施にあたり、円滑に履行するため、下記に示す条件を満たす者を配置するものとする。

- (1) 管理技術者は、国土地理院が認定する測量士の資格を有すること。

直近5年において、公開型GIS及びデジタル空中写真撮影、写真地図作成の実績を有し、常時雇用の者で、少なくとも3か月以上の雇用関係にあるもの。

- (2) 照査技術者は、（公財）日本測量協会が認定する空間技術総括監理技術者の資格を有すること。

直近5年において、公開型GIS及びデジタル空中写真撮影、写真地図作成の実績を有し、常時雇用の者で、少なくとも3か月以上の雇用関係にあるもの。

- (3) 配置技術者については、直接雇用が分かる書類を提出すること。

（打合せ協議）

第6条 本作業は、業務全般について発注者と受託者との相互理解を得るため、十分な協議を行うものとする。なお、本業務における打合せ協議は、原則として初回・中間・納品において実施するものとし、中間打合せについては状況に応じて適宜実施するものとする。

- 2 打合せ協議を行った場合は、受託者は打合せ協議簿を作成し、発注者に提出

するものとする。

(情報セキュリティ管理)

第7条 本業務は、品質と情報管理の徹底を図るために、本業務の受託にあたり、受託者が以下の資格を取得済みであることを基本条件とするものとする。

- (1) ISO 9 0 0 1 (品質マネジメントシステム)
- (2) ISO 1 4 0 0 1 (環境マネジメントシステム)
- (3) ISO 2 0 0 0 0 - 1 (IT サービスマネジメントシステム)
- (4) ISO 2 7 0 0 1 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (5) ISO 2 7 0 1 7 (クラウドサービスセキュリティ)
- (6) JISQ 1 5 0 0 1 (個人情報保護マネジメントシステム)

(関係官公庁への手続き等)

第8条 本業務の着手時に際しての測量法26・30条(測量標、測量成果の使用承認申請)、36条(公共測量実施計画書)の手続き、また完了時に際しての40条(測量成果の提出)に基づく手続きは、発注者が行うものであるが、書類作成及び提出については、発注者の指示に従い受託者が支援し、迅速に処理するものとする。

(使用機器)

第9条 本業務に使用する測量機器は、(公財)日本測量協会の測量機械器具検定基準に基づいた検定を受けたものを使用するものとする。

(現場立入及び安全の確保)

第10条 本業務は、公共用地内で実施することを原則とするが、私有地の立ち入りが必要な場合は、あらかじめ発注者に連絡し、土地の占有者の了解を得て、紛争を惹起しないように留意するものとする。

(貸与資料)

第11条 発注者は、仕様書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとし、受託者はその重要性を十分認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損・紛失・盗難等の事故のないように取り扱うものとする。

2 万一、破損等の事故を生じた場合、受託者の責任と負担において修復するものとする。

(秘密保持)

第12条 受託者は、本業務の遂行中に知り得た事項を一切他人に漏洩してはならない。また、成果品(業務の実施上知り得た記録を含む)を発注者の許可なく

第三者に閲覧、複写等してはならない。

(疑義)

第13条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、発注者と受託者の協議によって定めるものとする。ただし、軽微な事項は、発注者の指示に従い本業務を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、本業務遂行中に生じた諸事故、発注者または第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、発注者にその発生原因、経過、被害内容等の状況を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(検査等)

第15条 受託者は、本業務の工程毎および業務完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者より仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

2 業務完了後、受託者の過失、粗漏に起因する不備が発見された場合は、受託者の負担において不備訂正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務における成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者に許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。ただし、受託者が成果品の作成にあたって開発したシステムプログラム及びデータベースについては、適用外とする。

(一括再委託の禁止)

第17条 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の全体的な総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断、航空写真撮影については再委託することを禁止する。

2 その他の業務について再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ることとする。

3 航空写真撮影は、航空法に基づき航空機の飛行の安全に留意し作業を行うため、本業務の受託者は航空機使用事業者の認可を受けていなければならない。なお、契約時には前記を証明する書類の提出を行わなければならない。

## 第2章 業務概要

(業務概要)

第18条 本業務の概要は、以下のとおりとする。なお、本業務の空中写真撮影については、「作業規程」に準じて、業務を行うものとする。

| No                                             | 業務名                         | 数量                    | 備考 |
|------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|----|
| 日置市データ共通基盤情報整備業務<br>(地理空間情報データ整備及び公開型GIS構築・保守) |                             |                       |    |
| 1                                              | 第3章 デジタル空中写真撮影              |                       |    |
|                                                | デジタル空中写真撮影<br>(地図情報レベル1000) | 253.01km <sup>2</sup> |    |
| 2                                              | 第4章 標定点測量及び同時調整             |                       |    |
|                                                | 標定点測量                       | 1式                    |    |
|                                                | 同時調整                        | 253.01km <sup>2</sup> |    |
| 3                                              | 第5章 写真地図作成                  |                       |    |
|                                                | 写真地図作成(地図情報レベル1000)         | 253.01km <sup>2</sup> |    |
| 4                                              | 第6章 公開型GIS構築                |                       |    |
|                                                | 公開型GIS構築・保守                 | 1式                    |    |
| 5                                              | 第7章 成果品                     |                       |    |
|                                                | 成果品一覧                       | 1式                    |    |

(貸与資料)

第19条 本業務の貸与品は、以下のとおりとする

- (1) 数値写真データ(令和4年度税務課成果)
- (2) 撮影標定図(令和4年度税務課成果)
- (3) 撮影記録簿(令和4年度税務課成果)
- (4) デジタル航空カメラ撮影コース別精度管理表(令和4年度税務課成果)

- (5) レベル 2 5 0 0 数値地形図データファイル (平成 2 7 年度建設課成果)
- (6) レベル 5 0 0 0 数値地形図データファイル (平成 2 7 年度建設課成果)
- (7) レベル 1 0 0 0 0 数値地形図データファイル (平成 2 7 年度建設課成果)
- (8) 地番図データ (令和 6 年度税務課成果)
- (9) 防災ハザードマップデータ (令和 3 年度総務課成果)
- (10) その他発注者の必要と認める資料

(測量成果の検定)

第 2 0 条 受託者は、測量精度を要するものまたは利用度の高いものとして発注者が指定する測量成果について、作業規程に従い第三者機関の検定を受けなければならない。

2 測量成果の検定は、第 3 章 デジタル空中写真撮影の空中写真/数値写真 (デジタル) 及び 第 5 章 写真地図作成の写真地図/地図情報レベル 1 0 0 0 (データ) を対象として検定を受けるものとする。

(空間参照の定義等)

第 2 1 条 写真地図についてのデータの地理的範囲、空間参照系、時間参照系、図郭等は次の定義に従うものとする。

(1) 地理的範囲：日置市全域 (2 5 3.0 1 k m<sup>2</sup>)

(2) 空間参照系

- ・準拠する測地系：世界測地系 (測地成果 2 0 2 4)
- ・水平位置の座標系：平面直角座標第 II 系
- ・垂直位置の座標系：東京湾平均海面を基準とする標高 (TP)

(3) 時間参照系：グレゴリオ暦及び日本標準時

(製品仕様書)

第 2 2 条 本作業は、着手時に、作成するデータ成果の全てにおける要求品質及び品質評価方法に関する製品仕様書を作成するものとする。なお、製品仕様書は、国土交通省国土地理院が定める「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2 0 1 4」に準拠するものとする。また、以下の内容等について体系的に記載するものとする。

| 項目      | 記載内容                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 概覧      | 地理空間データ製品の概要に関する情報を記載                                             |
| 適用範囲    | 製品仕様書の適用範囲・階層レベルに関する情報を記載                                         |
| データ製品識別 | 地理空間データ製品の名称, 作成日, 問い合わせ先及び地理記述 (空間的範囲) 製品仕様書の適用範囲・階層レベルに関する情報を記載 |

|           |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|
| データ内容及び構造 | 地理空間データの内容と構造に関する詳細な応用スキーマ（UML クラス図等）について記載 |
| 参照系       | 地理空間データの空間参照系及び時間参照系に関する情報を記載               |
| データ品質     | 地理空間データの品質要求・品質評価手順をデータ品質要素毎に記載             |
| データ製品配布   | 数値写真・外部標定要素に関する符号化規則について記載                  |
| メタデータ     | 地理空間データの説明するデータについて記載                       |
| その他       | 上記事項以外で必要と思われる情報について記載                      |

（品質評価表作成）

第 2 3 条 本作業は、業務内で作成したデータが、製品仕様書に規定される品質を満たしているか確認を行うものとする。受託者は、製品仕様書に基づいて全データを作成し、測量成果に対して品質評価を実施するものとする。

（メタデータ作成）

第 2 4 条 本作業は、整備する数値地形図データについて、データの所在や管理者、作成時期、精度、内容等の情報であるメタデータを作成するものとする。なお、作成にあたっては「日本版メタデータファイル（JMP 2.0）」に準拠し作成するものとする。

（業務報告書作成）

第 2 5 条 業務報告書作成は、本業務において取り決められた事項や業務内容、経過等を業務報告書として取りまとめるものとする。

（成果品）

第 2 6 条 本業務において作成された成果品の各種バックアップデータは正・副として外付けハードディスクへ格納し納品するものとする。

### 第 3 章 デジタル空中写真撮影

（要旨）

第 2 7 条 本業務は、日置市全域の現況を把握し将来的な地図作成や各種調査に活用するためにデジタル空中写真撮影を作業規程に基づき実施するものとする。

（航空機及び撮影機材）

第28条 受託者が使用する航空機及び撮影機材は、以下の性能を有するものとする。

(1) 航空機

- ① 本業務に使用する航空機は固定翼とし、所定の高度で一定かつ安定飛行を行えるものとする。
- ② 撮影時に飛行姿勢、航空カメラの水平規正及び編流修正精度のいずれにも関係なく常に写角を確保できるものとする。

(2) 撮影機材（航空カメラ）の精度

- ① 航空写真撮影に使用する航空カメラ等は、日置市公共測量作業規程に定める所要の性能と同等以上の性能を有するものとする。また、使用する航空機には、空中直接定位システム（以下「GNSS/IMU」という。）を搭載し、撮影時点での座標値と3軸の傾き（以下「外部標定要素」）を求めることができるものとする。
- ② 撮影に使用する航空カメラは、図化作業等への汎用性に留意しエリアセンサータイプのデジタル航空カメラとし、FMC（対地速度とシャッター速度に起因する画像のブレを補正する装置）及びジャイロ架台（飛行時の傾きを軽減する装置）を装備すること。
- ③ ボアキャリブレーションが実施されている機材とし、有効期限は6ヶ月以内とする。

（撮影計画及び撮影）

第29条 本作業での撮影範囲・撮影縮尺・撮影コースは以下の条件とする。

- (1) 撮影範囲 鹿児島県日置市全域 253.01 km<sup>2</sup>
- (2) 撮影縮尺 12.5 cm 以内
- (3) レベル 地図情報レベル1000
- (4) 写真重複度 オーバーラップ率：60% サイドラップ率：30%を標準とする。
- (5) 撮影基準面は、原則として撮影区域に対して1つを定めるとするが、現地の比高差等を考慮するものとする。
- (6) 撮影は、水平飛行とし別添撮影計画図（参考）に従い所定の計画撮影高度及び計画撮影コースを保持するものとする。計画撮影コースからのずれ及び高度に対する高低差は最小にし、露出時間は計画撮影条件等を考慮し、画像が十分に鮮明度を保つよう適正に定めるものとする。

（撮影日等）

第30条 撮影は、機体等の準備が完了してから、撮影に適した時期で、気象状

態及び GNSS 衛星の配置が良好な時に行うものとする。また、図化にて取得する地物や課税客体が鮮明に反映されていることを考慮するものとする。

(GNSS/IMU 計算)

第 3 1 条 本作業は、GNSS 固定局及び GNSS/IMU 装置の GNSS 観測データを解析し、GNSS/IMU 装置の IMU データと撮影時刻データを利用して撮影主点の外部標定要素を求めるものとする。計算結果はテキストファイル等の汎用的なファイルに格納し、精度点検を行い再撮影の必要性を判断するものとする。

(数値写真の作成)

第 3 2 条 本作業は、撮影終了後速やかにカラー画像の合成し、色調補正を行うものとする。また、カラー画像には、撮影期日、コース番号、写真番号等の情報を付加し、TIFF ファイル形式かつ非圧縮にて格納するものとする。

諸元は以下の通りとする。

- (1) レベル：地図情報レベル 1 0 0 0
- (2) 地上解像度：1 2.5 cm 以内

(サムネイル画像の作成)

第 3 3 条 本作業は、数値写真の内容を容易に確認することを目的として作成するものとする。また、解像度は、発注者と受託者とが協議の上決定するものとし、以下のとおり電子記録媒体に記録するものとする。

- (1) ファイル名は数値写真のファイル名に準じること。
- (2) 画像ファイルは JPEG 形式とすること。

(検査)

第 3 4 条 本作業は、撮影終了後速やかに以下の検査を実施し、精度管理表を作成するものとする。再撮影の必要がある場合は、受託者の負担にて速やかに該当コースの再撮影を実施するものとする。

- (1) 撮影高度の適否
- (2) 撮影コースの適否
- (3) 実体空白部の有無
- (4) 写真の傾き及び回転量の適否
- (5) 数値写真の統合処理の適否
- (6) その他発注者と受託者の協議にて決定した項目

(標定図の作成)

第35条 本作業は、撮影の結果に基づき、地図情報レベル25000又はレベル50000の数値地形図を背景として、撮影期日・撮影コース及び写真主点番号・図郭割線及び図郭番号・その他必要な項目を記入し作成するものとする。

## 第4章 標定点測量及び同時調整

(要旨)

第36条 本作業は、前条にて作成した数値写真成果を写真地図作成及び数値図化、数値地形図修正等に使用可能となるよう、各写真の外部標定要素の成果値や水平位置及び標高値を定める標定点測量及び同時調整を実施するものとする。

(標定点の設置)

第37条 本作業は、数値写真上で明確に判読可能な地上構造物等を選定し、GNSS測量機又はトータルステーション等により、水平位置は基準点測量に準じた観測又はTS点の設置に準じた観測で求め、標高は簡易水準測量に準じた観測又はTS点の設置に準じた観測で求めるものとする。

2 設置にあたっては、撮影範囲の4隅及び中心の5点を標準とし、必要に応じ追加配点するものとする。

(同時調整)

第38条 本作業は、デジタルステレオ図化機を用いて、空中三角測量により、パスポイント、タイポイント、標定点の写真座標を測定し、標定点成果及び撮影時に得られた外部標定要素を統合して調整計算を行い、各写真の外部標定要素の成果値、パスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を決定するものとする。

- (1) 標定点のどれか1点を用いて調整計算を行った後、その他の点を調整点とし水平位置及び標高の精度点検を行うこと。
- (2) 標定点の残差は、水平位置及び標高の最大値が標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値を越えないこと。
- (3) 各空中写真上でのパスポイント及びタイポイントの交会残差は、標準偏差が0.75画素以内及び最大値が1.5画素以内とすること。
- (4) 隣接ブロック間のタイポイント較差は、標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値に1.5倍した値以内とすること。

## 第5章 写真地図作成

(要旨)

第39条 本作業は、前条にて作成した数値写真成果と外部標定要素等をもとに、数値地形モデルの作成、正射変換等を実施し、地図情報システムに搭載できる形式にて写真地図（デジタルオルソ）データファイルを作成するものとする。なお、本作業は作業規程に準拠して行うものとする。

(精度)

第40条 本業務にて作成する写真地図の精度は、以下のとおりとする。

| 地図情報<br>レベル | 水平位置<br>(標準偏差) | 地上画素<br>寸法   | 数値地形モデル     |              |               |
|-------------|----------------|--------------|-------------|--------------|---------------|
|             |                |              | グリッド間隔      |              | 標高点<br>(標準偏差) |
|             |                |              | DSM         | DTM          |               |
| 1000        | 1.0m 以内        | 12.5cm<br>以内 | 50cm 以<br>内 | 10.0m 以<br>内 | 0.5m 以内       |

(作業計画)

第41条 本作業は、写真地図データを作成するために、作業方法、要員、使用機材、日程及び各工程における精度管理の方法を検討し、その目的を達成するために作業計画を立案するものとする。

(数値地形モデル作成)

第42条 デジタルステレオ図化機等を用いて、仕様精度を満たした標高データを取得し、グリッドへ変換するものとする。

- 2 作成する数値地形モデルは、建物等を含む表層面（DSM）及び地表面（DTM）とする。
- 3 既成の数値地形モデルを使用する場合は、データの品質、経年変化等についての点検を行うものとする。
- 4 作成した数値地形モデルにおいて、現況と比較し著しく異なる部分については、適宜修正を行うものとし、以下の地形形状部分についてはブレークライン法で標高情報の手動取得を行うものとする。
  - (1) 段差の大きい人工斜面、被覆等の上端と下端
  - (2) 高架線及び立体交差の両縁
  - (3) 尾根もしくは谷または主な水涯線
  - (4) 地形傾斜の連続的な変化を表す地性線
  - (5) その他、地形を明確にするための地形形状

5 作成された DSM データについては、以下に定める事項に留意し検査するものとする。

(1) 高さを持つ地形及び地物については、原則として全ての DSM を再現するものとする。

(2) バス停や電光掲示板、鉄塔、電線等（DSM での表現に適さないもの）については、地表面（DTM）の高さとして取得するものとする。

(3) 自動標高抽出において、異常点が生じた場合は、再度検証作業を実施し、通常値の高さに修正するものとする。

(正射変換)

第 4 3 条 本作業は、数値写真を中心投影から正射投影に変換し、正射投影画像を作成するものとする。

(モザイク)

第 4 4 条 本作業は、隣接する正射投影画像の接合部で著しい地物の不整合及び色調が生じないように、正射投影画像をデジタル処理により結合し、モザイク画像を作成するものとする。特に、接合には留意して行うものとする。

(写真地図データファイル作成)

第 4 5 条 本作業は、製品仕様書に従ってモザイク画像から写真地図データファイルを図郭単位に切り出し、写真地図データファイルの位置情報として位置情報ファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

(1) データファイルは、国土基本図の図郭単位（地図情報レベル 1 0 0 0）に切り出しを行い、TIFF 形式で格納する。

(2) 位置情報ファイルは、写真地図データファイルごとにワールドファイル形式または、テキスト（ASCII）ファイル仕様で格納する。

## 第 6 章 公開型 G I S 構築

(要旨)

第 4 6 条 本作業は、本業務にて整備した写真地図データや、庁内にあるデータについて、市民への行政サービス向上、発注者の業務効率及び DX（デジタルトランスフォーメーション）化に向け、クラウド方式の公開型 G I S を導入するものとする。公開型 G I S は、ASP サービスの利用を前提としたシステムであることとし、市民がインターネットに接続された各端末から地図情報を確認することができるものとする。管理者が、庁内

で作成した地図データについて、公開制限や任意の表示方法を設定した上で公開を行い、地図による市民への情報提供やオープンデータ化の対応を行うことが可能となる仕組みを有するものとする。

- 2 市民等が来庁することなく市が所有する公共地図を閲覧できるようにするものとする。なお、利用者数の制限は行わないものとする。
- 3 導入スケジュールは、仮稼働を令和8年2月初旬、本稼働を令和8年3月上旬に予定しているが、詳細は発注者、受託者協議の上決定するものとする。

#### (計画準備・資料収集整理)

第47条 受託者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制についての計画を立案し、作業実施計画書として取りまとめ発注者の承認を得るものとする。資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者から貸与を受け、整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。

#### (システム環境構築)

第48条 本作業は、発注者の行政事務及び住民サービス向上のため、公開型GISとして構築するものし、下記システム基本要件を踏まえシステム環境構築を行うものとする。

##### (1) 公開型GIS

- ① インターネット回線を使用したASP型システムにて提供すること。
- ② 閲覧できるライセンス数は、無制限とする。
- ③ 原則24時間365日、利用者が一般のインターネット回線から利用できること。
- ④ 以下のシステム環境において動作を保証すること
  - ・ ウェブブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox、Opera等の主要なウェブブラウザで利用が可能であること
  - ・ モバイル端末においては、iOS並びにアンドロイド搭載のタブレット型の機種や、スマートフォンで利用可能であること。
  - ・ 端末に関わらず同一URLからアクセスするものとし、アクセス端末に応じて画面の適正化ができること。また、プラグインやアプリケーションをインストールやダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。

##### (2) その他

- ① 本作業にて導入する公開型GISは、「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システム」のカタログに記載されているモデル仕様書に準拠したサービスを導入するものとする。
- ② 利用者が初めてGISを利用する場合でも、直感的に基本操作（検索・閲覧・印刷等）ができ、迅速な電話・窓口対応ができることとする。
- ③ 受託者が発注者に提供するサービスは、双方協議の上で作成を行う「サービスレベルアグリーメント（SLA）」（以下、SLA）を満たすサービスを提供するものとする。また、受託者は、仮運用期間の稼働状況を鑑みた上で、システム運用時まで、SLAを満たす最終のSLAを発注者に示し、発注者の承諾を得るものとする。
- ④ 発注者がシステムのOS・ソフトウェア・GISエンジン・機器等の保守期限を考慮する必要が無く、長期的に利用できるものとする。
- ⑤ 今後、クライアント環境（OS及びブラウザ等）がバージョンアップしていくことも考慮し、現行から最新バージョンまでのすべてに対応するものとする。
- ⑥ データセンター側にバックアップ機能を有し、バックアップ先についても情報セキュリティ対策を十分に講じるものとする。

（災害情報共有アプリの構築）

第49条 近年激甚化・頻発化する風水害や地震等の災害に対応するため、必要な情報を一元的に集約し、公開型GISに連携する形で、迅速かつ正確に整理・共有できる災害対応の新しい仕組みを構築するものとする。アプリケーションに求める機能要件については次のとおりとし、詳細については別添「機能要件確認書（公開型GISモデル仕様）」に示すとおりとする。

- ① ユーザ管理機能
- ② 災害情報地図機能
- ③ 被害状況管理機能
- ④ 対策本部機能
- ⑤ 避難所管理機能

（動作・稼働検証）

第50条 本作業は、公開型GIS環境設定完了後、発注者のネットワークを使用し、テスト運用を行い、動作確認を行うものとする。発注者は、本システム及び各種レイヤ、属性情報、印刷等が正常に表示稼働することを確認し、これに対し受託者は承認を受けるものとする。なお、公開型G

I S に搭載予定のデータは、写真地図（TIFF 形式）、地番図（Shape 形式）、防災ハザードマップデータ（Shape 形式）とし、防災ハザードマップのデータについては、地番図との整合性を十分に考慮してデータセットアップを実施すること。

（システムデータセットアップ）

第 5 1 条 本作業は、前条でのテスト後、システム本稼働にむけてセットアップを行うものとする。また、セットアップ後には、本番環境での動作確認や最終的な性能テストを行い、システムの安定性と運用準備が整ったことを確認するものとする。

（操作説明）

第 5 2 条 本作業は、システムの運用開始後、操作説明研修を行うものとする。

なお、研修は以下の内容を検討しているが、詳細は発注者、受託者協議の上決定するものとする。

- （1）操作説明研修では、G I S を利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、研修マニュアルを準備し、利用者に配布すること。機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うものとする。
- （2）操作説明研修では、システムの操作方法だけでなく、本業務の主旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
- （3）操作説明研修の回数は、2 回を想定している。

（運用・保守）

第 5 3 条 公開型 G I S の運用が開始された後については、安定稼働を目的として本業務が履行される間において次の要件を満たす運用保守を行うものとする。また、脆弱性が発見されるなど改修の必要が生じた場合は、迅速に対応するものとする。なお、次年度以降の運用保守費（ライセンス費含む）は、別途契約予定である。

（1）保守対象物件・保守期間・保守時間

- ① 保守対象物件：公開型 G I S
- ② 保守期間：本業務履行期間内（祝日及び休日等、年末年始（12 月 29 日から 1 月 4 日まで）を除く）
- ③ 保守時間：原則、開庁時間とする（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）
- ④ 保守方法：原則、電話・F A X・E メールによるものとするが、システム改良版の提供の際は、技術者を派遣するものとする。

## (2) 保守内容

- ① システムの使用に関する問い合わせ。
- ② システムの障害に起因する動作不良への処置及び改善作業。
- ③ システムの障害による復旧作業。
- ④ システムに関する情報等の提供。
- ⑤ インストールデータの無償保管（バックアップデータの保管）。

## (3) 保守免責事項

- ① ハードウェア、OS 及び媒体の障害に起因するシステム障害。
- ② 発注者による改変、受託者の使用許諾外システムの使用による障害。
- ③ 不可抗力・自損を問わず、全ての災害に起因する障害。
- ④ 指定システムの運用上・使用上のオペレータを含む発注者の怠慢または過失、その他不適切な使用に起因する障害。
- ⑤ コンサルティング、教育、トレーニング等とみなされる提供外サービス。
- ⑥ 保守内容に記載する作業のうち、開発・改変等保守の限界を超えると受託者がみなした技術サービス。

# 第7章 成果品

(成果品)

第54条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

| No | 項目               | 形式      | 数量  |
|----|------------------|---------|-----|
| 1  | 第3章 デジタル空中写真撮影   |         |     |
| ①  | 数値写真データ（レベル1000） | TIFF 形式 | 1 式 |
| ②  | 撮影標定図            | PDF 形式  | 1 式 |
| ③  | 撮影記録簿            | PDF 形式  | 1 式 |
| ④  | サムネイル画像          | JPEG 形式 | 1 式 |
| 2  | 第4章 標定点測量及び同時調整  |         |     |
| ①  | 標定点明細表           | PDF 形式  | 1 式 |
| ②  | 標定点測量成果簿         | PDF 形式  | 1 式 |
| ③  | 同時調整計算成果（外部標定要素） | TXT 形式  | 1 式 |
| ④  | 同時調整実施一覧図        | PDF 形式  | 1 式 |
| ⑤  | 同時調整計算簿          | PDF 形式  | 1 式 |

|                |                       |              |     |
|----------------|-----------------------|--------------|-----|
| 3 第5章 写真地図作成   |                       |              |     |
| ①              | 写真地図データファイル（レベル 1000） | TIFF/JPEG 形式 | 1 式 |
| ②              | 位置情報ファイル              | TFW/JGW 形式   | 1 式 |
| ③              | 数値地形モデル（DSM 及び DTM）   | TXT 形式       | 1 式 |
| 4 第6章 公開型GIS構築 |                       |              |     |
| ①              | 公開型GISシステム            | -            | 1 式 |
| ②              | 災害情報共有アプリ             | -            | 1 式 |
| ③              | 操作説明書（電子版）            | PDF 形式       | 1 式 |
| ④              | 操作説明書（製本版）            | -            | 1 部 |
| ⑤              | 整備・搭載するデータ            | -            | 1 式 |
| ⑥              | 各種研修資料                | -            | 1 式 |
| ⑦              | 作業報告書                 | -            | 1 式 |
| 5 その他          |                       |              |     |
| ①              | 業務報告書                 | PDF 形式       | 1 式 |
| ②              | 打合せ記録簿                | PDF 形式       | 1 式 |
| ③              | 精度管理表                 | PDF 形式       | 1 式 |
| ④              | 製品仕様書                 | PDF 形式       | 1 式 |
| ⑤              | 品質評価表                 | PDF 形式       | 1 式 |
| ⑥              | メタデータ                 | XML 形式       | 1 式 |
| ⑦              | 成果検定証明書・記録書           | PDF 形式       | 1 式 |
| ⑧              | その他指示するもの             | -            | 1 式 |

（納期・納入場所）

第55条 本業務の履行期限及び納入場所は以下のとおりとする。

履行期限 ・ 導入業務（システム構築等）

令和8年2月27日まで

・ 運用保守業務（運用支援）

令和8年3月31日まで

納入場所 日置市役所総務企画部税務課